

自立生活援助に係る報酬・基準について 《論点等》

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

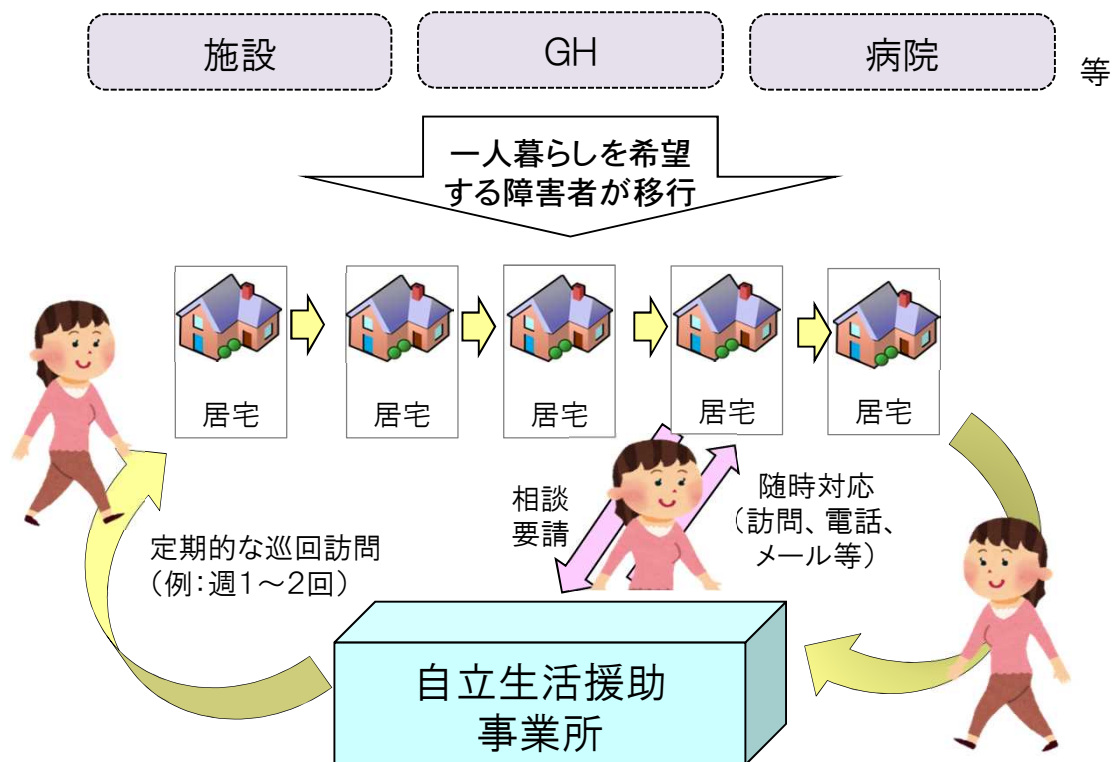
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



概要

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスとして、自立生活援助を創設する。

法の条文

第五条

十六 この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の①厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の③厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

具体的内容①

(対象者について) AかつB

A 定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

B 居宅において単身(家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等)のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

※具体的な対象者

(1)障害者支援施設等の退所者、グループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入院していた者 ※退院等から3ヶ月以内の者に限る。

(2)現に「障害、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者

(3)その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能と判断される者

※(2)・(3)は現に地域生活をしている障害者

具体的内容②

(サービスの利用期間について)

1年間

※利用期間終了後について、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合には更新を可能とする。

具体的内容③

(サービスの内容について)

- (1) 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問
- (2) 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
- (3) 必要な情報の提供及び助言並びに相談
- (4) 関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等)との連絡調整
- (5) その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

※施設入所支援等からの退所又は精神科病院等からの退院後、一人暮らしを始める障害者について、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うという目的を踏まえ、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を行うものとする。


関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○対象者を限定しないで、利用希望者を拡大する。既に一人暮らしをしている人、結婚生活している人、親元から一人暮らしをする人、学校を卒業して一人暮らしをする人、家族同居で自立生活を希望する障害者も対象にすべき。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 他 (同旨: 全国地域で暮らそうネットワーク、全国精神保健福祉会連合会)
2	○標準利用期間を設定する際には1年を基準として、本人の状況と共に、サービス等利用計画案を勧奨したうえで利用期間を延長できる仕組みとすべき。	日本相談支援専門員協会 他 (同旨: 全国地域で暮らそうネットワーク、全国地域生活支援ネットワーク、DPI日本会議、全国手をつなぐ育成会連合会、日本知的障害者福祉協会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
3	○報酬単価については月額による個別給付とし、運営上支障のないような十分な報酬額を確保する必要がある。	日本知的障害者福祉協会 他 (同旨: 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、日本相談支援専門員協会、DPI日本会議、全国地域生活支援ネットワーク、全国地域で暮らそうネットワーク)
4	○自立生活援助と地域定着支援等を併給できる制度設計とすべき。	全国地域で暮らそうネットワーク 他 (同旨: 全国手をつなぐ育成会連合会、全国地域生活支援ネットワーク)
5	○自立生活援助は、相談支援事業所に付置できるサービスとして位置づけてください。	日本相談支援専門員協会
6	○狭義の訓練に限定せず、虐待防止や権利擁護の取り組みの一環として位置づけるべき。	DPI日本会議
7	○事業所の指定基準については、相談支援事業者のみならず、生活支援のノウハウや在宅支援スキルを活用する共同生活援助の併設型と居宅介護事業所の指定についても必要である。	
8	○以下の具体的な支援内容の追加を求める。 ①医療機関への同行支援 ②金銭管理 ③書類等の手続き ④関係機関との連絡調整 ⑤日常的な相談支援。	全国地域生活支援ネットワーク
9	○障害者就業・生活支援センター(特に生活支援ワーカー)と就労定着支援事業の役割分担を明確化した上での連携強化が必要である。	


自立生活援助に係る論点

- 論点1 サービスの対象者像
- 論点2 定期訪問のマネジメント
- 論点3 随時対応のための体制
- 論点4 職員配置
- 論点5 基本報酬、加算
- 論点6 他のサービスとの関係


【論点1】 サービスの対象者像

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などの理解力、生活力等を補う観点から支援を行うサービスであることを踏まえ、サービスの対象者像をどのように考えるか。

- 障害者支援施設等から一人暮らしに移行して間もない知的障害者や精神障害者等について、障害者本人の理解力、生活力を補うことにより、一人暮らしを継続できる生活環境を整備するという観点から、主に軽度の障害者の地域定着を図ることを前提とした制度とすべきではないか。
- 訓練等給付費に位置づけられていることから、障害支援区分による制限は行わず、サービスの対象者は障害支援区分全般としてはどうか。


【論点2】 定期訪問のマネジメント

- 利用者のニーズに柔軟かつ効果的に対応するため、定期訪問のタイミングや回数等をどのように考えるか。

- 定期的な巡回訪問については、週1～2回行う想定であるが、利用者のニーズに柔軟かつ効果的に対応するため、自立生活援助事業所がタイミングや回数等を決定するためのマネジメントを行う必要があるのではないか。


【論点3】 随時対応のための体制

- 利用者からの相談内容に対し随時の対応を行うため、連絡体制の確保をどのように考えるか。

- 利用者からの相談内容に対し随時の対応を行う職員には、直ちに利用者の状態を把握し、電話等での相談対応を行うほか、適時適切なサービスへの依頼・報告により、課題の解決を図ることが求められる。
- 自立生活援助の職員には、国家資格等の資格要件は課さないが、利用者の状態を適切に把握する者が担当しつつ、例えば、医療ニーズ等を有する場合にはかかりつけ医や看護師からの助言が得られるような体制を確保する等、適時適切なサービスを速やかに提供できる常時の連絡体制を確保すべきではないか。


【論点4】 職員配置

- 人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所の職員配置をどのように考えるか。

- 人材の安定的確保及び既存の障害福祉サービスの有効活用の観点から、自立生活援助事業所の職員が、他の障害福祉サービスとの兼務について柔軟に対応できる仕組みとするべきではないか。
- 特に、夜間においてはサービス提供の頻度は低い一方、常時の連絡体制を確保することは自立生活援助事業所の職員にとって負担感が強いため、他の24時間対応の障害サービス事業所(グループホームや入所施設等)との兼務を検討するべきではないか。
- サービス管理責任者の配置については、事業所に利用者が不在となる場合があることを想定しているグループホームのサービス管理責任者と同じ基準としてはどうか。

【論点5】 基本報酬、加算

- 自立生活援助で行うサービス内容を踏まえ、基本報酬及び加算をどのように考えるか。

- 自立生活援助で行うサービスは、利用者の日々の心身の状態にあわせてサービス量が変化するものであり、医療機関等や近隣住民との関係構築などのインフォーマルを含めた生活環境の整備は、時間単位で評価することが難しいものである。
- よって、自立生活援助の基本報酬は、地域移行支援や地域定着支援と同様、一月あたり定額(包括報酬)としてはどうか。
- 障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を促進するため、これから移行する者と既に地域生活している者ごとに基本報酬を設定してはどうか。また、他の標準利用期間が設定されているサービスを参考に報酬の減算についても検討してはどうか。
- また、社会福祉士・精神保健福祉士による良質な支援体制や、アセスメント等に時間を要する利用開始月の支援、医療機関や行政機関に同行して行う支援等について評価するかどうか。

【論点6】 他のサービスとの関係

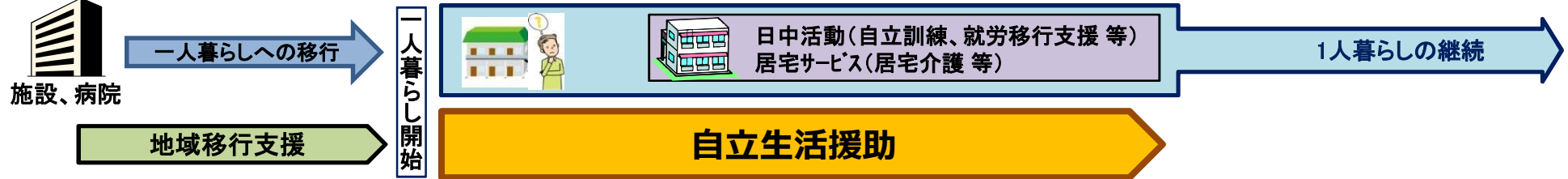
- 自立生活援助で行うサービス内容を踏まえ、他のサービスとの関係をどのように考えるか。

- 自立生活援助事業所と計画相談支援事業所は、緊密な連携を図り、利用者のニーズに即したサービス等利用計画を作成すべきではないか。
- 自立生活援助事業所と他のサービスを行う事業所は、利用者の状況等について連絡調整(情報共有、情報提供)を行う必要があるのではないか。

他のサービスとの関係(イメージ①)

①-1 自立生活援助終了後、一人暮らしを継続



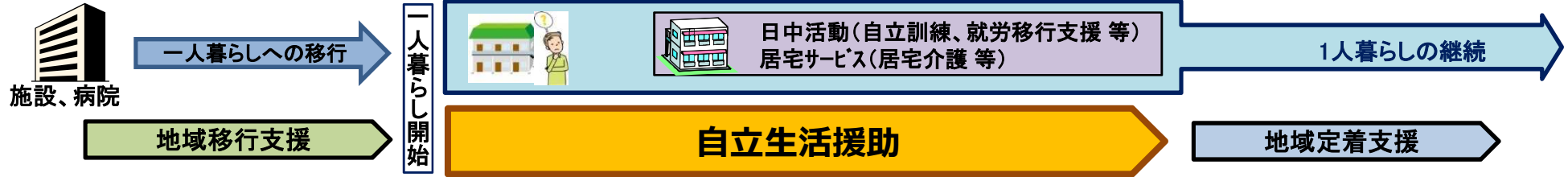
①-2 地域移行支援を利用して退所、退院した障害者が、自立生活援助終了後、一人暮らしを継続



①-3 自立生活援助終了後、地域定着支援による支援を受け、一人暮らしを継続

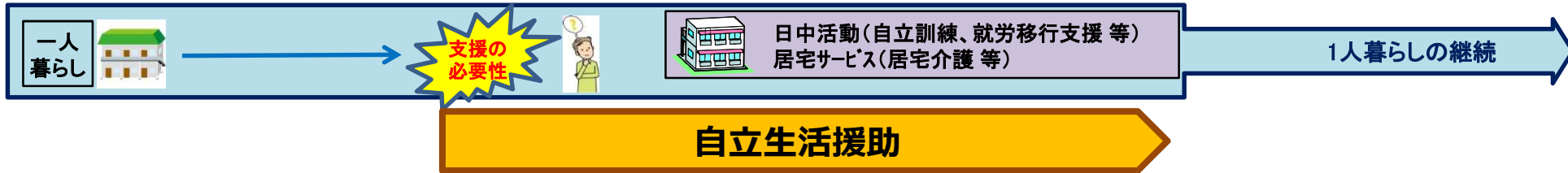


①-4 地域移行支援を利用して退所、退院した障害者が、自立生活援助終了後、地域定着支援による支援を受け、一人暮らしを継続



他のサービスとの関係(イメージ②)

②-1 一人暮らしの障害者に対し、自立生活援助を行い、一人暮らしを継続



②-2 地域定着支援を利用している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援を再開し、一人暮らしを継続

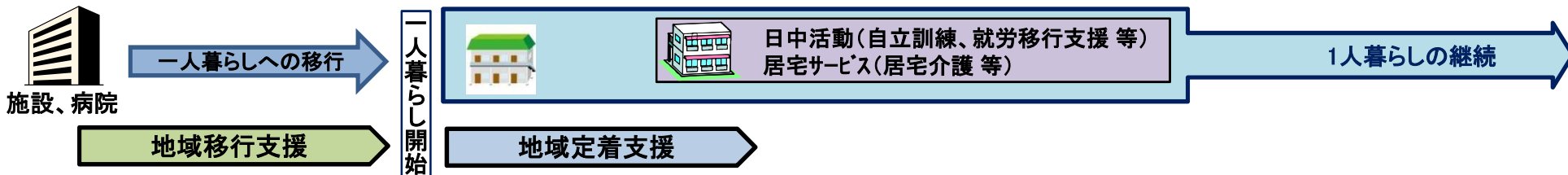


②-3 一人暮らしの障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援による支援を受け、一人暮らしを継続



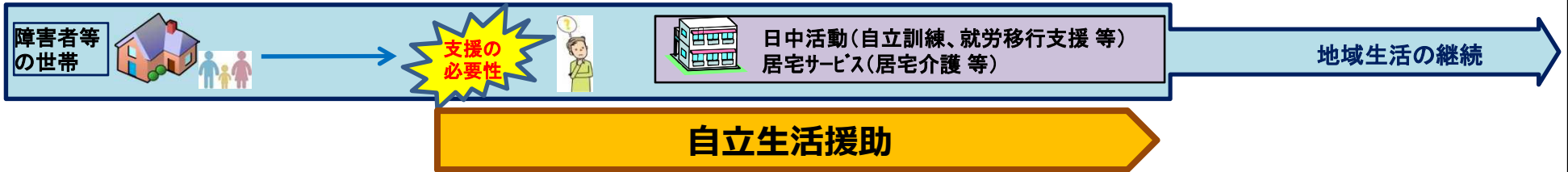
(参考) 自立生活援助を利用せず、一人暮らしを継続

※支援が必要な状態になった場合は、②-1として支援



他のサービスとの関係(イメージ③)

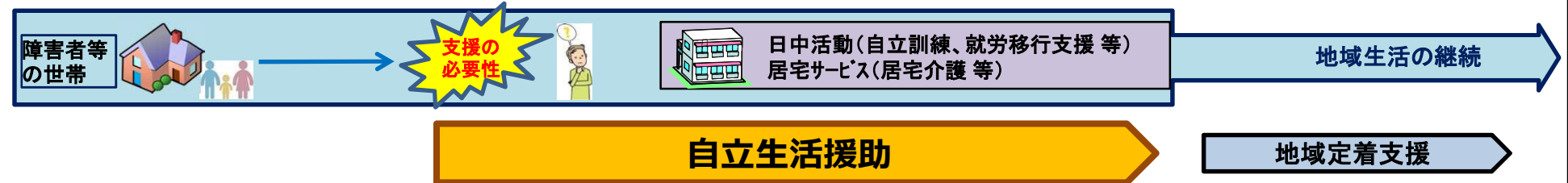
③-1 障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、地域生活を継続



③-2 地域定着支援を利用している障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援を再開し、地域生活を継続



③-3 障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援による支援を受け、地域生活を継続



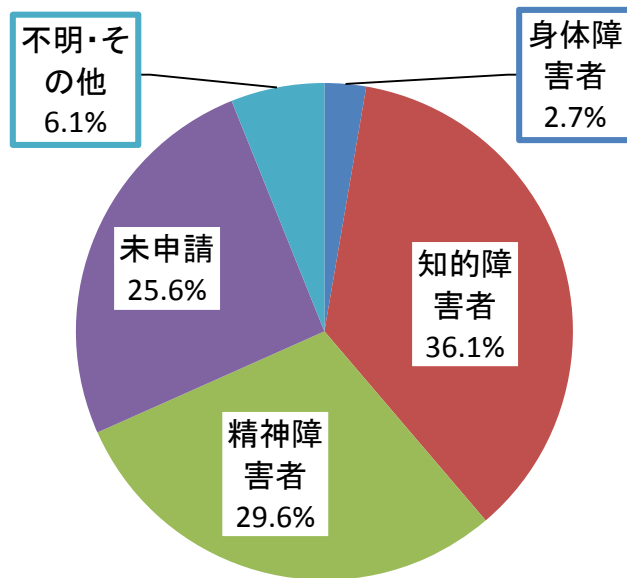
自立生活援助による「支援の必要性がある」と判断するケース(案)

- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰り返し)
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

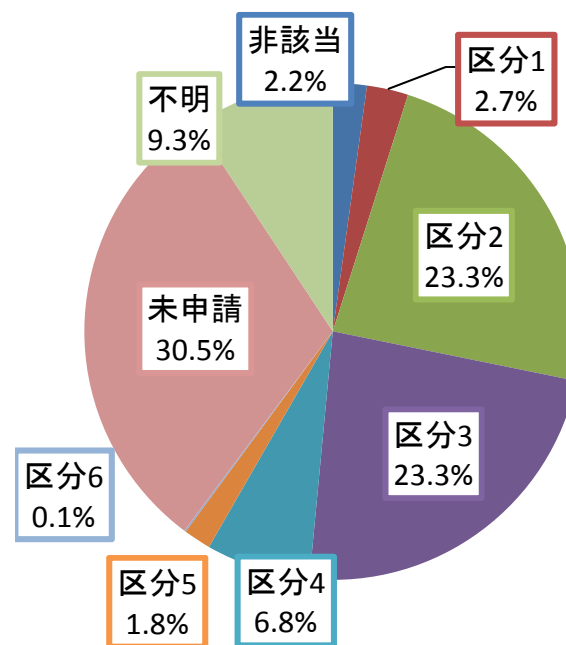
【横浜市自立生活アシスタント事業】利用者の状況

- 障害種別の状況は、「身体障害者」(2.7%)、「知的障害者」(36.1%)、「精神障害者」(29.6%)、「未申請」(25.8%)である。
- 障害支援区分の状況は、「区分1」(2.7%)、「区分2」(23.3%)、「区分3」(23.3%)、「未申請」(30.5%)等であり。区分3以下の軽度者の割合が高い。
- 利用開始時点の生活の場は、「既に一人暮らし」(44.8%)が最も多く、「家族同居」(34.6%)、「グループホーム」(5.0%)である。

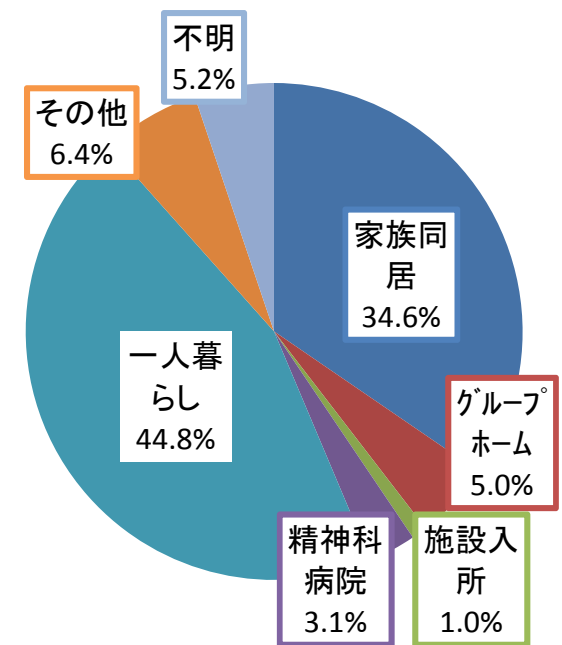
【障害種別の状況】



【障害支援区分の状況】

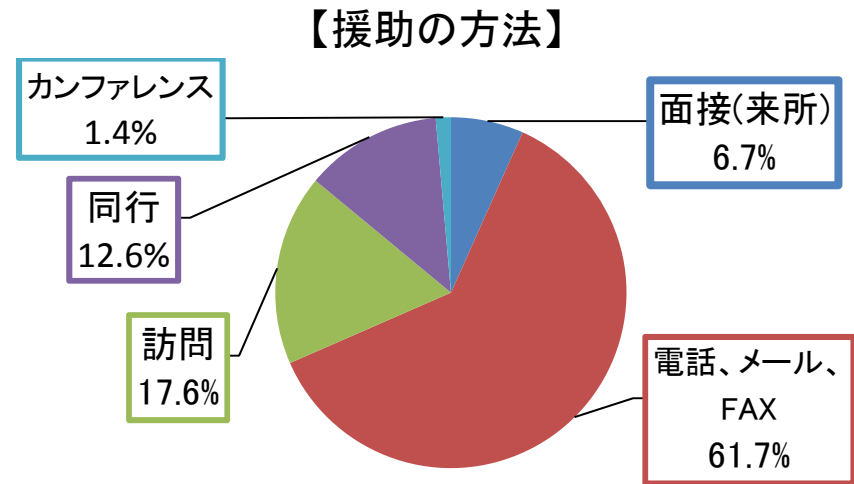
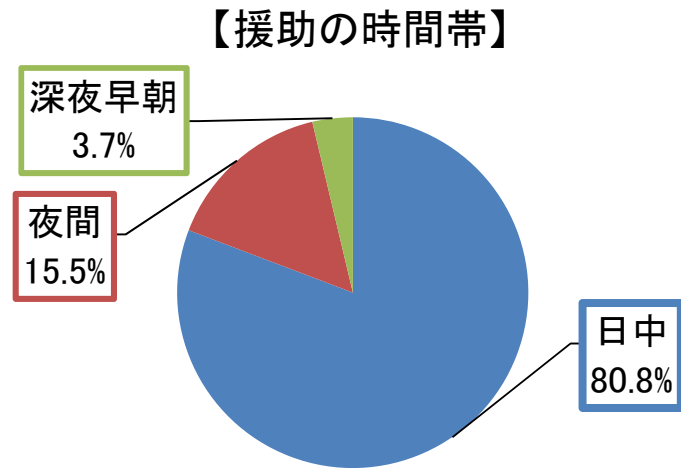


【利用開始時点の生活の場】



【横浜市自立生活アシスタント事業】援助の提供状況（1）

- 援助の時間帯は、「日中」(80.8%)、「夜間」(15.5%)、「深夜早朝」(3.7%)である。このうち「深夜早朝」について、1事業所あたりのサービス提供回数は1日0.2回であり、1回あたり所要時間は11分である。
- 援助の方法は、「電話、メール、FAX」(61.7%)、「訪問」(17.6%)等である。利用者1人あたりの提供回数は、「電話等」(5.4回/月)、「訪問」(1.5回/月)、「同行」(1.1回/月)である。



【1事業所あたり援助の提供回数(1日あたり)】

		合計	日中 (9～17時)	夜間 (17～21時)	深夜早朝 (21～9時)
1事業所あたり提供回数		5.1回	4.1回	0.8回	0.2回
（支援内容別内訳）	面接(来所)	0.4回	0.3回	0.1回	0.0回
	電話など	3.2回	2.4回	0.6回	0.2回
	訪問	0.9回	0.8回	0.1回	0.0回
	同行	0.6回	0.6回	0.0回	0.0回
	カンファレンス	0.1回	0.1回	0.0回	0.0回

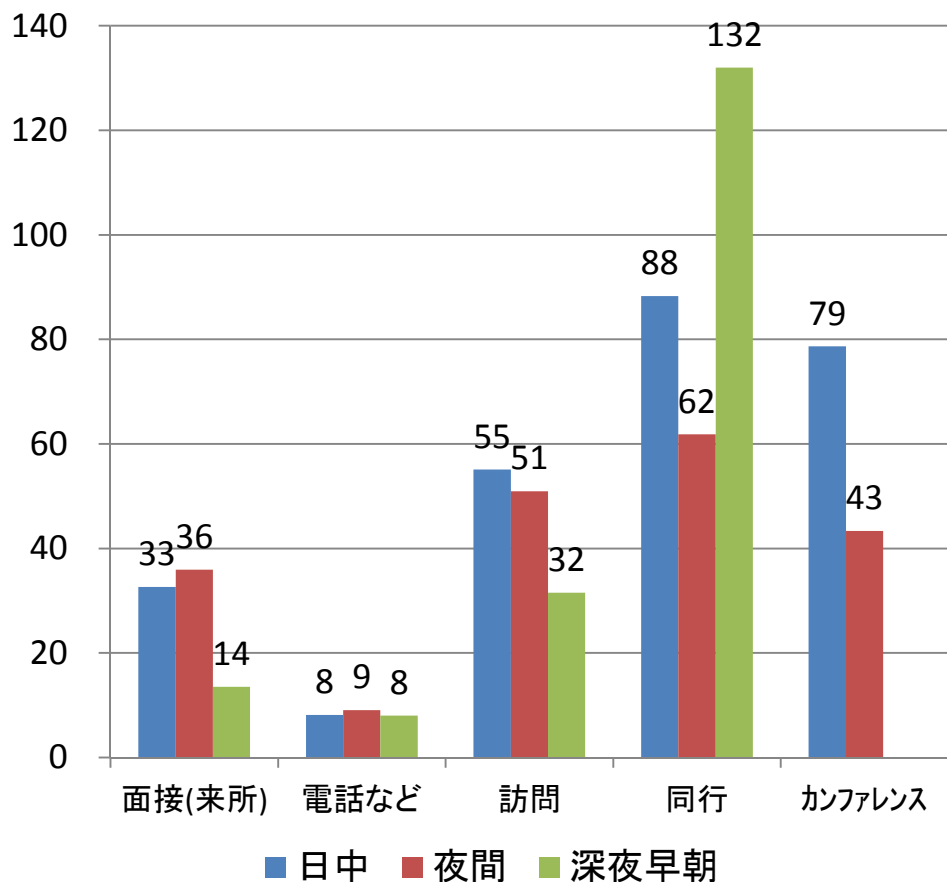
【1利用者あたり援助の提供回数(1月あたり)】

		合計	日中 (9～17時)	夜間 (17～21時)	深夜早朝 (21～9時)
1利用者あたり提供回数		8.8回	7.1回	1.4回	0.3回
（支援内容別内訳）	面接(来所)	0.6回	0.5回	0.1回	0.0回
	電話など	5.5回	4.2回	1.0回	0.3回
	訪問	1.5回	1.3回	0.2回	0.0回
	同行	1.1回	1.0回	0.1回	0.0回
	カンファレンス	0.1回	0.1回	0.0回	0.0回

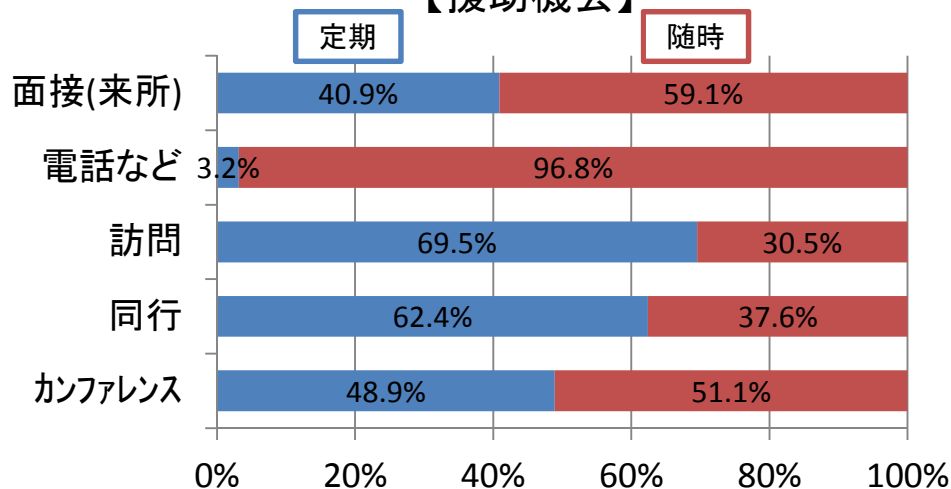
【横浜市自立生活アシスタント事業】援助の提供状況（2）

- 援助1回あたりの所要時間は、日中は面接(33分)、電話(8分)、訪問(55分)、同行(88分)であり、深夜早朝は面接(14分)、電話(8分)、訪問(32分)、同行(132分(※))である。(※)全市で4件のみ(同行先は病院)
- 援助機会は、「訪問」「同行」「カンファレンス」は定期対応の割合が高く、「面接(来所)」「電話、メール、FAX」は随時対応の割合が高い。

【援助1回あたりの所要時間】



【援助機会】

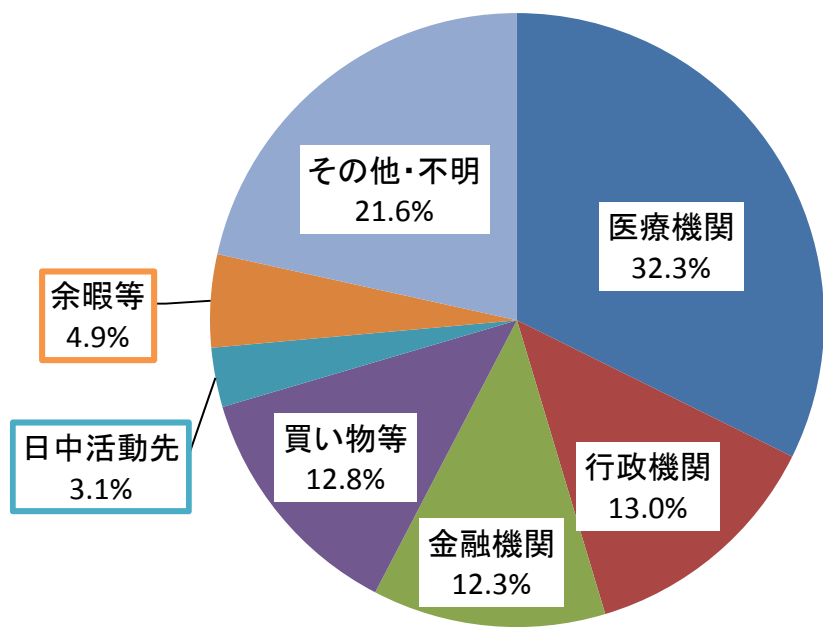


	1事業所あたり(月)		1利用者あたり(月)	
	定期	随時	定期	随時
面接(来所)	4.3回	6.3回	0.2回	0.3回
電話など	3.1回	94.7回	0.2回	5.3回
訪問	19.3回	8.5回	1.1回	0.5回
同行	12.5回	7.5回	0.7回	0.4回
カンファレンス	1.1回	1.2回	1.1回	0.1回

【横浜市自立生活アシスタント事業】 「同行」の提供状況

- 同行の目的地は、「医療機関」(32.3%)が最も高く、「行政機関」(13.0%)、「買い物等」(12.8%)、「金融機関」(12.3%)の順に高い。
- 同行先別の所要時間は、「医療機関」(64.7%〔「1時間以上2時間未満」及び「2時間以上」の合計〕)及び「余暇等」(同76.9%)は1時間を超えるものの割合が高い。
一方で、「行政機関」(66.3%〔「30分未満」及び「30分以上1時間未満」の合計〕)、「金融機関」(同80.6%)、「買い物等」(同66.7%)、「日中活動先」(同64%)は、1時間未満の割合が高い。

【同行の目的地】



【同行先別所要時間】

